

第14章 第二審手続

第一節 第二審手続概説

一 第二審手続の意義

第二審手続は、民事訴訟の当事者が第一審法院による効力未発生の判決または裁決を不服として、法定手続に基づき法定期間内において一級上の法院に対して上訴を提起し、一級上の法院が事件に対する審理を行う裁判手続である¹⁾。換言すれば、第二審手続は法院が上訴および上訴事件に対して行う審理手続であることから、上訴審手続と称され、また中国民事訴訟法が二審終審制度を採用することから（中国民訴10条²⁾、終審手続とも称される。

第二審手続は当事者の上訴提起によって開始されるどころ、上訴は、当事者が第一審の効力未発生 of 判決・裁定に対して、法定手続に基づき法定期限内に不服を唱え、上級人民法院に対して審理進行を要求し、かつ原判決・原裁定の取消しを求める訴訟行為である。この点、三審終審制度を採用する立法例における上訴審手続は、第二審手続と第三審手続とを包括するが、中国のように二審終審制度を採用する立法例では上訴審手続とはまさに第二審手続のみを指すことになり、

1) 张卫平『民事訴訟法〔第4版〕』（法律出版社・2016年）351頁、李浩『民事訴訟法学〔第3版〕』（法律出版社・2016年）299頁参照。

2) 新中国成立以前は三審終審制度が実行されていたが、新中国成立以後は、中国の国土の広大さ、人口分布の偏り、交通の不便さ等の実際の状況から出発し、同時に裁判機関の審級監督および裁判の公正を考慮して、中国の特色ある二審終審制度が採用されている（张・前掲注1）64頁。本書第2編第3章参照）。この点、2012年の法改正過程では、三審終審制度を採用して第三審を法律審とする提案もなされていたが（全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室編『民事訴訟法立法背景与观点全集』（法律出版社・2012年）21頁以下、また江伟主編『民事訴訟法典专家修改建议稿及立法理由』（法律出版社・2008年）291頁以下を参照）、2012年改正法は二審終審制度に変更を加えていない。

中国民事訴訟法第14章が「第二審手続」と規定する所以でもある³⁾。

また、当事者が不服の対象とする裁判類型の違いにより、判決に対する上訴と裁定に対する上訴の手続に区別できる。中国の民事訴訟では、法律に別段の定めを置く場合を除き二審終審制を原則とするが、中国民訴第14章「第二審手続」は、判決に対する上訴審手続と裁定に対する上訴審手続とを含み、かつ判決と裁定に対する二種類の異なる上訴審制度が設計されている（中国民訴164条、171条）。

二 第二審手続の目的・機能

1) 誤った原裁判から当事者の権利を救済すること。これが第二審手続、上訴審手続が設けられた主要な目的・機能である。民事事件の審理を行う裁判官は、学識や法的専門知識が豊富であってもその追究には終わりがなく、事実認定および法律適用において誤りの存する可能性は否定できない。加えて当事者提供にかかる事実と証拠の影響等に起因して、あらゆる裁判には客観的な誤り・不当な点、あるいは敗訴者の多くが誤り・不当と認識する点があり得るため、これらに相応する救済手続により誤った、不当な裁判を修正し、当事者の権利に十分な保障を与える必要がある⁴⁾。

そこで法律は訴訟手続上の救済権として上訴権を当事者に付与し、当事者はその行使によって人民法院に対し第一審判決・裁定の正確性・適法性に関する審査を要求し、自己の合法的權益が誤った原裁判から害されるのを回避できる。第二審手続は当事者の上訴権を実質的に実現する手続過程である。

2) 法律の統一的な解釈適用を保障すること。これも最終審たる第二審手続の重要な目的・機能である。司法の公正さは、同様の事件には同じ法律を適用し、同じ法律には同様の解釈を行うことを法院に対して要求する。もっとも、第一審を担当する法院は、四級ある審級レベル中では一般に低いものであり、かつその

3) したがって三審終審制度を前提とした、判決に対する控訴・上告の概念、決定・命令に対する抗告・再抗告等の概念も中国民訴法には登場しない。他方、中国民訴における二審終審制の不足を実質的に補っている再審の場面では、裁判監督機関としての検察による抗訴があり、これについては本書第2編第15章参照。

4) 本文記載の第二審手続の目的・機能1)に関し、上訴人の権利救済面と裁判の誤りの修正面のいずれを重視するか、および中国民事訴訟における処分原則の理解（本書第2編第1章第五節参照）に関連して、第二審審理の具体的処理等に影響が及ぶ場面がある（後掲注44）参照）。

数量もより多く、全国各地に配置されているため、第一審では同内容の訴訟事件に対する法律の解釈適用における不統一ないし相互矛盾の発生が避けられず、その結果、人民は従うべきものを見失い、司法裁判はその威信を喪失するおそれがある。これに対し、第二審を担当する法院は、審級レベルが高くなるほどその数も少なく、最上位にある最高人民法院は唯一の存在であることから、上訴事件の審理を通じて法院による法律の解釈適用をでき得る限り統一することが可能となる⁵⁾。

3) 上級法院が下級法院の裁判活動に対する監督を行うこと。上訴が適法に提起されれば第二審法院は必ず第二審手続を始動しなければならず、上訴事件の審理により一審裁判中の誤りを発見し、是正することを通じて、第一審法院に正確な裁判権の行使を促す。このように、第二審手続は、上訴請求の範囲内において上級法院が下級法院の裁判活動に対して行う審級監督の主要な形式といえる⁶⁾。

第二審手続、上訴手続に関する上記三つの目的・機能に関連し、従来中国では法院の職権関与の理念から出発してもっぱら第二審の監督的機能が強調され、第二審での権利救済が軽視される傾向もあったが、現在では上記1)当事者の権利救済機能を筆頭に掲げるものが主流である⁷⁾。

また、第一審手続との対比でいえば、第一審手続の目的・任務は当事者間の民事権利義務関係を確認し、法律を正確に適用して民事紛争を解決する点にあるが、これらに加えて第二審手続では上訴人の権利救済により比重が置かれており、さらに上記2)法律の解釈適用における統一性保障機能、同3)上級法院の下

5) 二審制が採用された結果、多くの事件が中級法院という比較的低レベルの法院が終審となるため、どこまで法律の解釈適用の統一性保障機能が果たされるかは疑問との指摘（小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）181頁参照）を自覚しつつ、学説には「でき得るかぎりでの統一」と控えめに表現するものもある（江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）316頁参照）。三審終審制度を採用する国家では第三審が性質上法律審とされ、第三審は審級レベルが高い裁判所（いくつかの国家では主に最高裁判所）が担当し、かつ最高裁判所は通常は唯一の存在であることから、二度の上訴を経た上での法の解釈適用の統一が可能とされている。他方、大陸法系の流れを継受して成文法主義を採用し、判例拘束性を認めない中国民事訴訟において、法の解釈適用の統一性を確保することは中国司法改革の重要課題とされており、民事訴訟法における上訴制度および最高人民法院による関連司法解釈を通じての実現（李・前掲注1）300頁参照）、さらには2010年最高人民法院「案例指導業務に関する規定」に基づいた指導性案例の公表等による取組み（張・前掲注1）18頁参照）が進められている。

6) 李・前掲注1）299頁、張卫平『民事訴訟法〔第3版〕』（中国人民大学出版社・2015年）290頁参照。